

【20】事業所調査票（医療、福祉）

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
 ・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
 ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

平成24年2月1日 総務省・経済産業省

市区町村コード	調査区番号	事業所番号*	整理番号

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号

フリガナ

正式名称

通称名

電話番号(代表) () -

郵便番号 都道府県名 市区町村名

町丁・字・番地・号 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

2 事業所の所在地

開設時期

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年

開設月 年 月

3 事業所の開設時期

開設時期に○囲みの印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期について、該当する番号を○で囲んでください。

4 事業所の従業者数

2月1日現在の従業者数を記入してください。

①個人業主

②個人業主の家族で無給の人

③有給役員(無給役員は除く)

④正社員・正職員などと呼ばれる人

⑤上記以外の常用雇員(パート・アルバイトなど)

⑥臨時雇員(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)

⑦合計(①～⑥の合計)

⑧⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)

⑨出向

⑩派遣

男 女

5 本所等か否か

「調査票の記入のしかた」○ページを参照し、この事業所が経営全体を統括している本所事業所の場合は、右の□にチェックしてください。

6 管理・補助的業務

「調査票の記入のしかた」○ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、該当する番号を○で囲んでください。

1 管理運営業務 [支所等の管理業務 総務、経理、広報業務等]

2 補助的業務 [自家用車庫 自家用修理工場等]

3 自家用倉庫

7 事業所の売上(収入)金額

平成23年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください。(万円未満四捨五入)

兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

8 事業別売上(収入)金額

記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」○ページを参照してください。

「7 事業所の売上(収入)金額」欄に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、「7 事業所の売上(収入)金額」欄に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

社会福祉施設における宿泊施設の収入は、「(ク)医療、福祉事業の収入」になります。

寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上(収入)金額								又は割合(%)		
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万円	
(ア) 農業、林業、漁業の収入										金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	
(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額											
(エ) 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)											
(オ) 小売の商品販売額											
(カ) 建設事業の収入(完成工事高)											
(キ) 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											
(ク) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入											
(ケ) 運輸、郵便事業の収入											
(コ) 金融、保険事業の収入											
(サ) 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入											
(シ) 情報サービス、インターネット関連サービス事業の収入											
(ス) 不動産事業の収入											
(セ) 物品賃貸事業の収入											
(ソ) 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											
(タ) 宿泊事業の収入											
(チ) 飲食サービス事業の収入											
(ツ) 生活関連サービス、娯楽事業の収入											
(テ) 社会教育、学習支援事業の収入											
(ト) 上記以外のサービス事業の収入											
(ト) 学校教育事業の収入											
(ト) 医療、福祉事業の収入											
合計										7欄の売上(収入)金額	100

第2面にお進みください。 →

経済センサス-活動調査

【20】事業所調査票（医療、福祉）

9 医療、福祉事業の収入の内訳

- 第1面の8欄「(ク) 医療、福祉事業の収入」について、その事業区分別の売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、第1面の「7 事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業区分	事業内容（説明）	売上（収入）金額							又は割合（%）
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	
医療収入	保険診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入（医療保険、公費負担医療）							金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	保険外診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入（公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等）							
介護事業収入	施設介護収入	介護福祉施設（特別養護老人ホーム）サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス							
	通所介護、訪問介護収入	※欄外参照							
社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業								
保健衛生事業収入	健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業								
社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業（ただし、介護事業に該当するものを除く）								

※居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護）、居宅介護支援、地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス）

10 医療、福祉事業の収入の相手先別収入割合

- 第1面の8欄「(ク) 医療、福祉事業の収入」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先	収入額	割合（%）
① 個人（一般消費者）		
他の企業・団体	② 民間	
	③ 公務（官公庁）	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①～⑤の合計	100	0

・保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人」となります。

・「③公務（官公庁）」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）は、「②民間」に含めて記入してください。

備考

11 事業所の形態、主な事業の内容

- 下表の中から該当する番号を1つ選択し、○で囲んでください。
- 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容	番号	内容例示
病院 (精神科病院を除く)	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所	5	
助産・看護業	6	助産所、助産師業
	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
療術業	8	施術所
	9	その他の療術業
医療に附属するサービス業	10	歯科技工所
	11	その他の医療に附属するサービス業
健康相談施設	12	結核健康相談施設
	13	精神保健相談施設
	14	母子健康相談施設
	15	その他の健康相談施設
その他の保健衛生	16	検査業
	17	消毒業
	18	その他の保健衛生
社会保険事業団体	19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金
児童福祉事業	20	保育所、託児所
	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	22	特別養護老人ホーム
	23	介護老人保健施設
	24	通所・短期入所介護事業
	25	訪問介護事業
	26	認知症老人グループホーム
	27	有料老人ホーム
障害者福祉事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
	29	居住支援事業
	30	その他の障害者福祉事業
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	31	更生保護事業
	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所